



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会神戸西支部

広報委員 堀野貴裕

会社の将来を考えるヒント！自社株評価していますか？

売上や利益、会社の資産の保有状況などは日頃からしっかり意識していても、「自社株の評価額」についてきちんと把握している社長は意外と少ないかもしれません。特に、「今まで一度も自社株評価をしたことがない」という会社は要注意です。自社株評価は会社の将来に関わる大事な事柄です。

順調な事業の成長→利益の蓄積は「理想の姿」ですが、税務の視点からは注意すべき側面も

日々の経営において、売上や利益、費用、現預金の残高など、損益計算書・貸借対照表上の数字に目配りしてきた結果、事業が順調に成長し、利益が内部留保として蓄積されていくことは、まさに「理想的な会社の姿」といえます。

その一方で、「理想的な会社の姿」は、税務の視点からすると「自社株の評価額の上昇」という注意すべき側面もあります。

中小企業（非上場会社）の株式（自社株）は、国税庁が定める一定のルール（財産評価基本通達）に基づいて評価額が決まります。最近赤字続きだからといって、自社の株価が低いとは限らないのです。

一般に、①社歴が長く利益が蓄積されている②会社の業績が良好、という会社ほど自社株の評価額も高くなる傾向があります。また「含み益」のある土地や有価証券を保有している会社の場合、評価額が思いの外高くなる場合があります。

自社株の評価額が高いままだと、どんなリスクが想定される？

自社の評価額を把握しないまましていると、次のようなリスクが考えられます。

●相続発生時、相続税の負担が想定以上に重くなる可能性がある

自社株は、相続が発生した際の相続税の課税価格に含まれます。相続発生時の評価額が創業時よりも大きく上昇している場合、相続税負担が重くなる可能性が生じます。

●「贈与」と判定される可能性がある

適切な自社株評価を行わないまま、安価もしくは無償で後継者に譲渡した場合、税務調査で譲渡価額と評価額との差額が「贈与」と判定されて、多額の贈与税を追徴されるケースがあります。

「これまで」を振り返り、「これから」を考えるきっかけに

一般に、中小企業の株式は市場で売買されることがないため、現在の評価額がいくらになっているか把握しにくいもの。そのため意識的かつ定期的に株価の算定を行い、自社株の評価額を「見える化」することが重要です。年に1回、決算終了後に自社株評価の算定を行うことをお勧めします。

「特例承継計画」の提出はお早めに！

一定の要件の下、非上場株式等に係る贈与税・相続税負担を「実質ゼロ」にできる事業承継税制の特例措置「特例事業承継税制」（法人版・個人版）があります。同税制の適用を受けるためには、法人版：令和9年9月30日まで、個人版：令和10年9月30日までに「特例承継計画」を都道府県に提出し、確認を受ける必要があります。

「特例承継計画」には、後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継後5年間の事業計画等を記載し、その内容について税理士をはじめとした「認定経営革新等支援機関」による指導・助言を受ける必要があります。

参考文献：「事務所通信2026年1月号」（TKC出版）

